

改正

平成25年9月20日条例第28号

令和2年3月19日条例第7号

野木町企業誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、企業誘致を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 誘致地域 次のいずれかに該当する地域をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域

イ 県、町等が造成した地域

ウ その他町長が特に認めた地域

(2) 対象施設 工場、研究所その他事業所で規則で定める施設をいう。

(3) 新設 誘致地域において、本町内に対象施設を有しない者が新たに対象施設を設置すること又は本町内に対象施設を有する者が当該対象施設と異なる業種の対象施設を独立して設置すること若しくは対象施設を誘致地域に全部移転することをいう。

(4) 増設 誘致地域において、対象施設を有する者が事業規模を拡大する目的で当該対象施設と同一業種の対象施設を設置すること又は当該対象施設の敷地内若しくはこれに隣接して対象施設を拡充することをいう。

(5) 事業者 誘致地域において土地を所有し又は賃借し自らが、対象施設を新設又は増設して事業を行う者その他規則で定める者をいう。

(6) 投下固定資産額 対象施設を新設又は増設するに当たり取得した土地、家屋及び償却資産で、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。

(7) 常時雇用従業員 対象施設において、常時使用される従業員。（雇用保険法（昭和49年法

律第116号) 第7条の規定による被保険者に関する届出がなされている従業員であって、雇用期間の定めがないもの(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く)をいう。)

(8) 新規雇用従業員 対象施設の新設又は増設に係る事業の開始に伴い、当事業の開始日から起算して6ヶ月前の日から1年を経過した日までの期間内に、対象施設に配属する常時雇用従業員として採用された者で、当該採用された日から6ヶ月以上継続して雇用されている住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(9) 転属従業員 対象施設の新設又は増設に係る事業の開始に伴い、当事業の開始日から起算して1年を経過した日において、本町以外から町内の新たに整備される対象施設に転属した常時雇用従業員であって、当該転属した日から6ヶ月以上継続して雇用され、かつ住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき6ヶ月以上の期間にわたって本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(奨励金)

第3条 町長は、事業者に対し、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 施設設置奨励金
- (2) 用地取得奨励金
- (3) 借地借家奨励金
- (4) 雇用促進奨励金

2 前項の奨励金の交付に関する基準は、別表に定めるところによる。ただし、前項第3号の借地借家奨励金の交付を受けた事業者が、当該用地を取得することとなった場合には、前項第2号の用地取得奨励金は交付しない。また、前項第2号の用地取得奨励金の交付を受けた事業者から借地する場合には、前項第3号の借地借家奨励金は交付しない。

(指定)

第4条 前条の奨励金の交付を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる要件を備える者として、あらかじめ町長の指定を受けなければならない。

- (1) 投下固定資産額は、3,000万円を超えるものであること又は賃借する用地面積が3,000平方メートル以上若しくは家屋の延べ面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 対象施設は、法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮されたものであること。

(3) 第2条第1号ウに関すること。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、規則で定める書類を添付して町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適当と認める場合は、指定するものとする。

(企業誘致奨励金交付審査会)

第5条 町長は、前条の規定による指定、奨励金の交付その他必要と認める事項を審査させるため、野木町企業誘致奨励金交付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定により指定を取り消すことができる。

(1) 指定要件を満たさなくなったとき。

(2) 主たる設備の稼働開始が予定期日より著しく遅延したとき。

(3) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 町税、使用料その他の公課を滞納したとき。

(5) 偽りその他の不正行為により指定を受けたとき。

(6) その他町長が特に必要と認めたとき。

(奨励金の返還)

第7条 町長は、前条の規定により指定を取り消した場合において、第3条第1項各号に規定する奨励金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 事業者は、事業者側の理由により、規則で定める奨励金の交付の決定日から5年以内に、奨励金の交付を受けた対象施設を廃止または休止した場合には、その全部又は一部を返還しなければならない。

3 同条第2項の場合、返還の額その他必要な事項は、別に規則で定める。

(指定の承継)

第8条 相続、営業譲渡、合併、分割等の事由により、第4条の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に変更が生じた場合においても、当該事業が継続される場合に限り、当該事業の承継者は、町長にその旨を届け出て承認を受けることにより、当該指定を承継することがで

きる。

(報告及び調査)

第9条 町長は、指定事業者に対し、この条例の施行に必要な事項について報告を求め、又は当該職員をして実地に調査をさせることができる。

2 前項の規定により実地調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する実地調査をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

奨励金の交付に関する基準

奨励金の区分	交付要件	交付額
施設設置奨励金	投下固定資産額が3,000万円を超え10億円以下の場合	対象施設の事業開始日後において新たに固定資産税が課されることとなる年度から3年間の各年度の固定資産税相当額とする。 ただし、総額は3,000万円を限度とする。
	投下固定資産額が10億円を超え100億円以下の場合	対象施設の事業開始日後において新たに固定資産税が課されることとなる年度から3年間の各年度の固定資産税相当額とする。 ただし、総額は1億2,000万円を限度とする。
	投下固定資産額が100億円を超える場合	対象施設の事業開始日後において新たに固定資産税が課されることとなる年度から3年間の

		各年度の固定資産税相当額とする。 ただし、総額は10億円を限度とする。
用地取得奨励金	対象施設の用に供する土地を県、町等から取得し、かつ、取得の日から3年以内に操業を開始した場合	用地取得額の100分の15を乗じた金額とする。 ただし、用地取得面積は3,000平方メートル以上とし、1億5,000万円を限度とする。
借地借家奨励金	対象施設の用に供する3,000平方メートル以上の土地又は延べ面積が1,000平方メートル以上の家屋を賃借した場合	対象施設が操業を開始した日の翌年度から3年間の各年度の賃借料（敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。）の100分の10に相当する額とする。 ただし、総額は3,000万円を限度とする。
雇用促進奨励金	対象施設の事業開始に必要な常時雇用従業員のうち、新規雇用従業員又は転属従業員を採用した場合	新規雇用従業員又は転属従業員1人につき10万円を乗じて得た額とする。 交付回数は、一の事業者につき、1回限りとする。 ただし、1,000万円を限度とする。

注 奨励金は、10,000円以上とし、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。